

## 保 育 所 保 育 指 針 の 概 要

### I 総 則 (第 1 章)

保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであり、養護と教育が一体となつて、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所の特性がある。

そして、保育所における保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行うとともに、地域における子育て支援の役割も担うことが必要になってきている。

#### 1 保育の原理

##### (1) 保育の目標

ア 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。

カ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。

## (2) 保育の方法

保育士の言動が子どもに大きな影響を与える。したがって、保育士は常に研修などを通して、自ら、人間性と専門性の向上に努める必要がある。

また、倫理観に裏付けられた知性と技術を備え、豊かな感性と愛情を持って、一人一人の子どもにかかわらなければならない。

ア 一人一人の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護、世話をし、子どもが安定感と信頼感を持って活動できるようにすること。

イ 子どもの発達について理解し、子ども一人一人の特性に応じ、生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てることを基本とし、発達の課題に配慮して保育すること。

ウ 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定し、かつ、調和のとれたものにすること。特に、入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的な対応を行うことによって子どもが安定感を得られるように努め、次第に主体的に集団に適応できるように配慮するとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないように配慮すること。

エ 子どもが自発的、意欲的にかかわれるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように遊びを通して総合的に保育を行うこと。

オ 一人一人の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の関係づくりや集団活動を効果あるものにするように援助すること。

カ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

キ 子どもに、身体的苦痛を与え、人格を辱めることなどがないようにすること。

ク 子ども性の差や個人差にも留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること。

ケ 保育にあたり知り得た子ども等に関する秘密は、正当な理由なく漏らすことがないように留意する。

### (3) 保育の環境

保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには、自然や社会の事象などがある。そして、人、物、場が相互に関連し合って、子どもに一つの環境状況をつくり出す。こうした環境により、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるように工夫することが大切である。

## 2 保育の内容構成の基本方針

### (1) ねらい及び内容

保育の内容は、「ねらい」及び「内容」から構成されている。

「ねらい」は、保育の目標をより具体化したものである。そして、子どもが保育所で安心した生活と充実した活動ができるようにするため、保育士が行わなければならない事項と、保育士の援助により子どもが身に付けることが望まれる生きる力の基礎となる心情（心の中で感じるもの）、意欲（積極的にやろうとする意思）、態度（心構え）などを示した事項である。

「内容」はこれらのねらいを達成するために、子どもの状況に応じて保育士が適切に行うべき基礎的な事項と保育士が援助して子どもが身に付けることが望まれる事項を子どもの発達の側面から示したものである。特に、3歳以上では、健康（心身の健康に関する領域）、人間関係（人との関わりに関する領域）、環境（身近な環境との関わりに関する領域）、言葉（言葉の獲得に関する領域）、表現（表現に関する領域）の5領域として設定してある。

保育内容の発達過程の区分については、6か月未満児、6か月から1歳3か月未満児、1歳3か月から2歳未満児、さらに2歳児から6歳児までは1年ごとに設定し、それぞれのねらい内容を第3章から第10章に示してある。

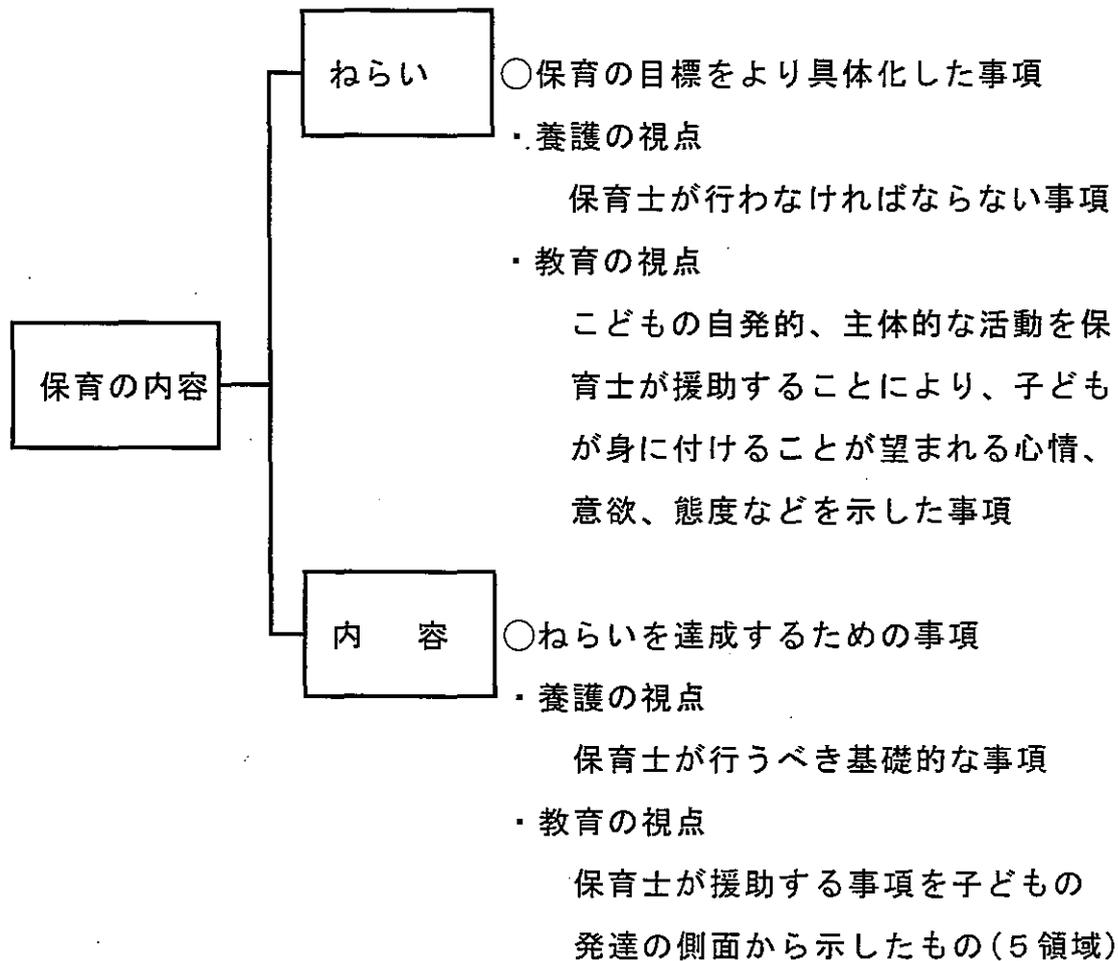
## Ⅱ 子どもの発達（第2章）

子どもの心身の発育・発達は著しく、個人差が大きい。

また、子どもは大人や他の子どもとの相互作用によって人への信頼感や自己の主体性を形成していく。特に、子ども同士の相互作用が得られることは、大人相手だけの生活では得られない自己主張や自己統制の必要性を学ぶことは発達の上で大切なことである。

発達過程区分	発達上の主な特徴
6か月未満	健康、安全の保持
6か月から1歳3か月未満	離乳、歩行、言葉の発生
1歳3か月から2歳まで	運動の発達、言葉の習得、 友達への関心
2歳	運動機能の伸長、模倣活動、 表現活動の芽生え
3歳	基本的な生活習慣の形成、 集団生活への適応の初歩
4歳	成就の喜びの体験、自立の態度
5歳	自立や自信の態度、生活範囲の拡大
6歳	意欲的活動、自主や協調の態度

### Ⅲ 保育の内容 (第3章から第10章)



- 子どもの発達における基本理念を具体化するため、保育士の姿勢や関わりの視点を示してある。
- 産休明けの保育に欠ける乳児の入所が増加しているため、現行6か月未満児の保育内容において低月齢児の保育内容の充実が図られている。
- 保育にあたっては、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持が生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、心身の健康を培う活動、幼児期にふさわしい道德性、自然や社会での体験、知的発達を促す教育など生きる力の基礎を育てる保育のねらい及び内容の項目について幼稚園教育要領との整合性が図られている。

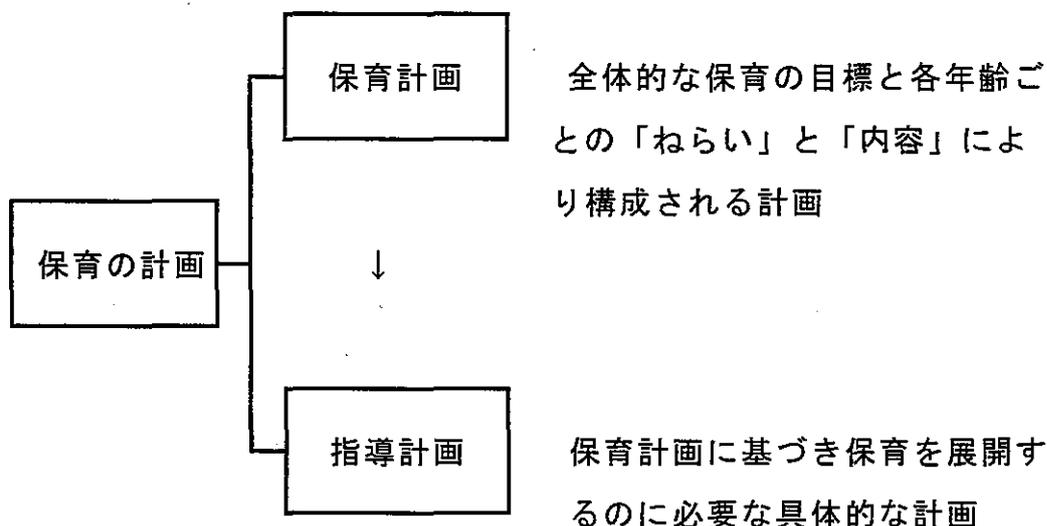
発達過程区分と保育の内容との関係

発達過程区分		6 ヶ 月 未 満	1 歳 3 ヶ 月 未 満	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
保育の内容	教育 (5領域)	健康 言葉 人間 表現 関係 環境			健康 人間関係 環境 言葉 表現			
	養護	基礎的な事項			基礎的な事項			

○ 3歳未満児は、教育（5領域）と養護の明確な区分が困難

○ ~~~~~ は、子どもの発達のすじみち

#### IV 保育の計画作成上の留意事項（第11章）



- 保育計画は、子どもの発達、地域の実態、保育時間、家庭状況や保護者の意向も含めて考慮して作成する。
- 長時間にわたる保育や、地域活動などの特別保育にあたっては、保育計画を作成するときには、所長、主任保育士、保育士、また調理員など職員の協力体制を作る。
- 異年齢児保育についての留意事項を示してある。

#### V 健康、安全に関する留意事項（第12章）

保育所保育においては、子どもの健康と安全は極めて重要な事項であり、一人一人の子どもに応じて健康・安全に留意するとともに、全体の子どもの健康を保持し、安全を守るように心掛けることが大切である。

- 1 日常の保育における保健活動
- 2 健康診断
- 3 予防接種
- 4 疾病異常等に関する対応

- 5 保育の環境保健
- 6 事故防止・安全指導
- 7 虐待等への対応
- 8 乳児保育についての配慮
- 9 家庭、地域との連携

- 産休明けの乳児の入所増加に伴い、保育所における保健活動、乳児突然死症候群(SIDS)の予防、アトピー性皮膚炎対策について示してある。
- 虐待児の対応について示してある。

## VI 保育所における子育て支援及び職員の研修等 (第13章)

近年の保育所の機能や役割は、保育所の本来業務である定型的な保育の他、延長保育、一時保育、夜間保育などの特別保育の充実を図るとともに、地域の子育て家庭への支援も担っている。また、保育や子育て支援の質を向上するため、職員の研修や職員自身の自己研鑽することが重要である。

### 1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応

- (1) 障害のある子どもの保育
- (2) 延長保育、夜間保育
- (3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応

### 2 地域における子育て支援

- (1) 一時保育
- (2) 地域活動事業
- (3) 乳幼児に関する相談・助言

### 3 職員の研修

## 幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較

	幼稚園教育要領	保育所保育指針
根拠	○学校教育法施行規則に基づき、 文部科学大臣が公示（文科省告示）	○厚生労働省児童家庭局長通知
性格	○幼稚園の教育課程の基準 （小・中学校等における学習指導要領と同等の扱い）	○保育を展開するに当たって必要な基本的事項 （教育的機能については、幼稚園教育要領との整合性を図りながら規定）
構成	○幼稚園教育の基本、目標、教育課程の編成 ○ねらい及び内容（「領域」ごとに示す） ○指導計画作成上の留意事項 （子育て支援、預かり保育等の扱いを含む。）	○保育の原理（目標、方法、環境）、内容（ねらい及び内容、計画） ○子どもの発達 ○年齢による保育の内容 ○保育の計画作成上の留意事項 ○健康・安全に関する留意事項 ○子育て支援及び職員の研修
基本 （原理）	○幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う。	○家庭養育の補完を行う。 ○養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>①健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。</li> <li>②人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。</li> <li>③自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。</li> <li>④日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。</li> <li>⑤多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。</li> <li>②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。</li> <li>③人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。</li> <li>④自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。</li> <li>⑤生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。</li> <li>⑥様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。</li> </ol>
方法	○「方法」としては、特掲していないが、「幼稚園教育の基本」で次のとおり触れている。 ・幼児の主体的な活動を促す。 ・幼児の自発的な活動としての遊びを通しての指導を中心として、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度等を育む。 ・幼児一人一人の特性に応じ発達の課題に即した指導を行う。	○「保育の方法」として留意点を示す。 ・家庭、地域社会の生活実態を把握し、適切な保護、世話を行う。 ・子どもの発達について理解し特性に応じ発達の課題に配慮した保育を行う。 ・子どもの生活リズムを大切に、生活の流れを安定させる。 ・子どもの主体的活動を重視し、遊びを通して総合的に保育を行う。等
ねらい ・内容	○幼稚園修了までの「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」に関する「5領域」について、指導上のねらい、内容を示している。	○年齢区分ごとに、生命の保持等に関する「基礎的事項」を示している。 ○3歳児以上は、幼稚園教育要領と同じ「5領域」について、保育上のねらい、内容を示している。
計画	○法令及び幼稚園教育要領の示すところに従い、適切な教育課程を編成するものとする。また、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	○保育所では、全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」とから成る「保育の計画」を作成する。